

5-4. 傾斜地におけるバリアフリー化の取り組み

1) 取り組みの目的・背景

大沢地区、中原地区などの市の南部には、国分寺崖線沿いの急傾斜地に、急こう配の道路が多く存在しています。これらの地域は、鉄道駅や公共施設などの集積が見られず、バリアフリー化もあまり進展していません。そのため、特に急傾斜地にある地域などでは、外出しやすいまちづくりが求められています。

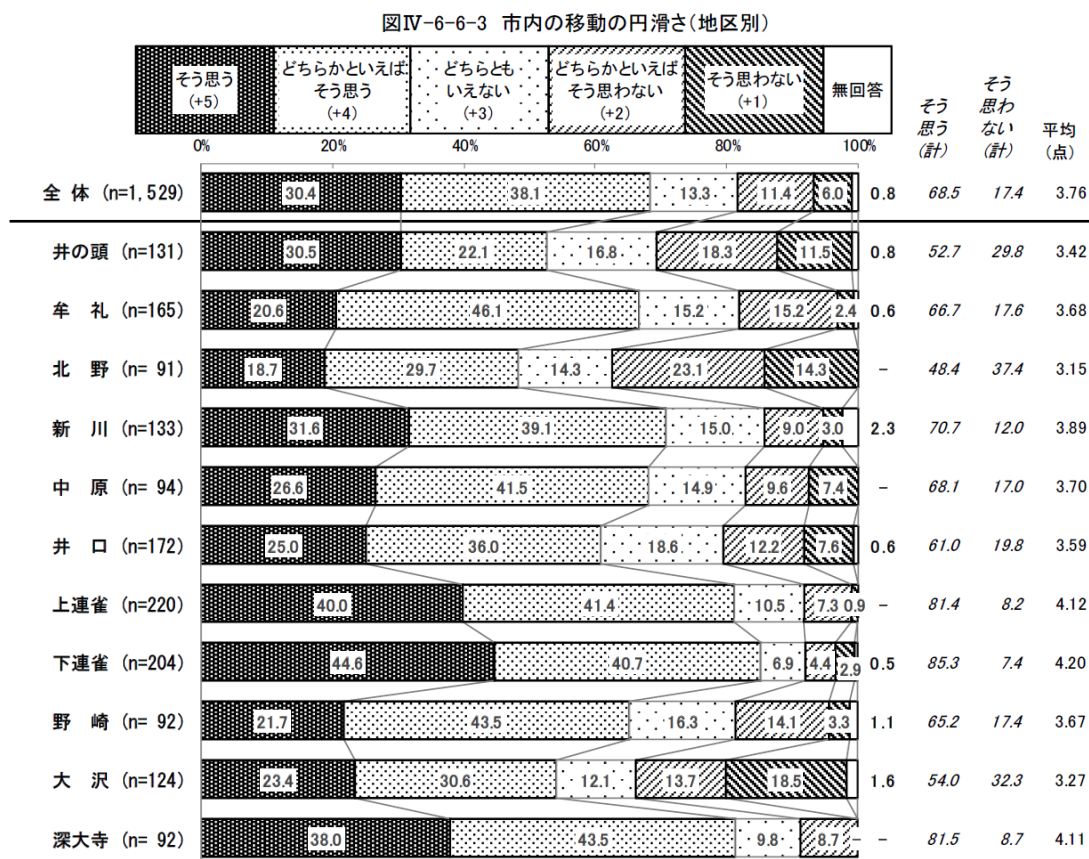
高齢者、障がい者など、すべての人が外出しやすい環境づくりを進めるため、これまでベンチを設置する「ほっとベンチ」の取り組みや、個別に公共施設のバリアフリー化の取り組みを実施してきました。

国分寺崖線沿いの急傾斜地などにおいては、多くの市民が利用し、バリアフリー化の対策の必要性が高い公共施設(学校施設含む)及びその周辺地域の道路などを対象としたバリアフリー化を推進していきます。

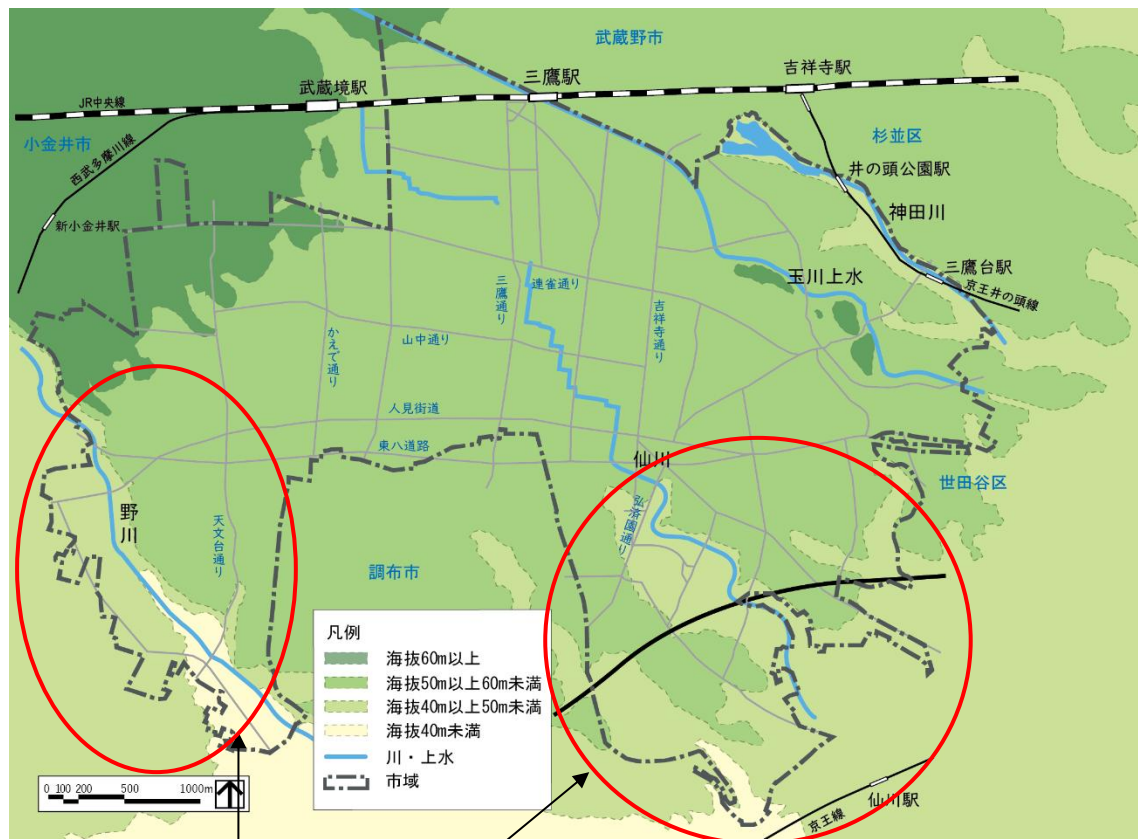
参考) ※第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査(令和4年度)より

<市内の移動の円滑さ>

○交通手段の確保による沿道の円滑に移動できる交通手段の確保がされているかどうかについて、井の頭、北野、大沢地区などにおいて「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」という回答が他の地区と比べて多くなっています。



○等高線と河川の図



市内の主な急傾斜
地が存在する地域

2)基本的な取り組み方針

公共施設の整備、再整備に合わせて、公共建築物、公園などの施設が、坂道を含む道路により結ばれる場合、公共施設及び周辺地域を一体的に検討し、バリアフリー化を進めます。

検討にあたっては、大沢地区、中原地区などの国分寺崖線沿いの急傾斜地において、周辺のコミュニティ・センターなど、主要な公共施設を中心とし、道路、公園などや、利用頻度が高い民間施設を含むバリアフリー化を検討します。

地域内のバリアフリー化に向けた検討項目例

【公共施設のバリアフリー化】

- ・施設敷地出入口部及び施設建物出入口部のバリアフリー化
- ・施設内の通路幅やエレベーター、エスカレーターの整備
- ・だれでもトイレと案内表示の整備(オストメイト対応を考慮)
- ・乳児を持つ親や幼児の視点に立った施設改善
- ・その他施設内のバリアフリー化機能の充実 など

【周辺地域のバリアフリー化】

- ・緩やかな階段の設置、歩車分離、手すりの設置
- ・ほっとベンチの設置
- ・歩道上の障害物の撤去・指導
- ・電柱や標識ポールの移設
- ・歩道の段差、こう配の改善
- ・公共施設経路での案内標示の設置
- ・坂道でのこう配や迂回路の案内及び助け合い標語の表示 など



坂道の案内サイン(三鷹中央防災公園)
(こう配を表示)



手すりを設けた坂道(井の頭)



手すりを設けた坂道(中原)



手すりを設けた坂道(中原)

参考)ほっとベンチ

市では、「ベンチのあるみちづくり整備事業」として、「すべての人がいきいきと暮らせ」、「安全で快適に移動でき」、「歩行による健康づくりができる」まちを目指し、段差やこう配など物理的バリアの解消にとどまらず、さらなるバリアフリー化の充実という観点から、“ちょっと一休みできる場”として、歩道や沿道にベンチ(愛称名 ほっとベンチ)を設置しています。

ベンチの設置にあたっては、その趣旨に賛同し、寄付をしていただき、希望者には、寄付者の個人名、企業名、団体名、メッセージ等の刻まれたプレートを、ベンチに設置することが出来ます。



ほっとベンチ(大沢)



ほっとベンチ(新川)

ベンチのあるみちづくり整備事業

	平成 18 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	令和4年度	令和 6 年度
ベンチ 設置数	35 箇所 (初年度)実績	235 箇所 (累計)実績	286 箇所 (累計)実績	330 箇所 (累計)実績	346 箇所 (累計)予定

5-5. 商店街のバリアフリー化の取り組み

1) 取り組みの目的・背景

生活に身近な地域のバリアフリー化にあたっては、個別の建物のバリアフリー化に限らず、商店街として一体的、連続的なバリアフリー化を進めることが大切です。

そのため、地元商店街などを含めた検討組織の設立や、バリアフリー化に向けた取り組みを支援し、計画的に進めます。

2) 基本的な取り組み方針

高齢者、障がい者など、すべての人が行動する際に飲食や買い物などがしやすいように、バリアフリー法に基づく特別特定建築物、特定建築物である民間の事業所に限らず、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの比較的規模の小さな店舗について、店舗の出入口部や店舗内のバリアフリー化に取り組みます。既存の店舗においては、様々な心身機能の特徴がある利用者と積極的にコミュニケーションをとり、利用者の状況に応じ適切に対応するなど、「心のバリアフリー」の実践による取り組みも含めて啓発活動を行います。

商店街のバリアフリー化の検討、推進にあたっては、バリアフリー情報の発信、歩きやすい歩行空間のあり方、通勤、通学及び買い物における放置自転車対策の推進など、地域と行政が連携して課題の解決に向けて取り組みます。

放置自転車などの対策については、「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき、駅前周辺とした中心とした自転車等放置禁止区域において、放置自転車などに対する指導、警告及び撤去を行うことで、路上駐輪の防止に一定の成果を上げてきました。

一方、中央通りを中心とした買物用自転車の歩道上への駐輪対策が課題となっています。このため、「三鷹市駐輪場整備運営基本方針」では、商店会と連携した駐輪場運営・整備のあり方を検討する方向性を示しています。

さらに、バリアフリー化への取り組みの一つとして、高齢者、障がい者など、誰でも利用できるトイレを提供することを示す「トイレの店先表示」を商店街単位でモデル的に実施する方向で検討していきます。

実施にあたっては、「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」などを中心に、検討や提案を行い、商工会や商店会などの関係機関と行政が協働して取り組んでいきます。また、行政は全体調整や事業への支援や啓発活動を行います。

商店街のバリアフリー化に向けた検討項目例

【民間施設及び公共施設のバリアフリー化】

- ・店舗、事業所の敷地出入口部及び出入口部のバリアフリー化
- ・店舗、事業所内の移動及びトイレなどのバリアフリー化
- ・公開空地の管理(樹木や看板)
- ・買い物向け自転車駐車スペース設置の検討
- ・駐輪場の案内設置や、駐輪場への駐輪を促す取り組み
- ・商店街が一体となった放置自転車対策の推進

高齢者などが利用できるトイレの店先表示のステッカー

(仙台市長町一丁目商店街振興組合)



【地域住民、高齢者、障がい者、行政の取り組み】

- ・商店街のバリアフリー化についての事業者への働きかけと、調整(協議・協力)
- ・市民と事業者の意見調整

参考1)「三鷹市環境配慮指針」における自転車対策の概要

市では、開発事業者が開発事業を行う場合に、周辺環境との調和などを図るため、駐車場、防災・防犯対策、交通対策、ごみ対策などの対策を行うよう「三鷹市環境配慮指針」にもとづき指導を行っています。

自転車対策として、この制度では、商業施設が店舗面積 500 m²以上の新設や増設を行う場合などに、用途に応じて以下のように駐輪場の整備を行うことを定めています。

駐輪場整備に関する最低基準

開発事業による駐輪需要の充足を図るため、以下の設置基準に基づく台数を配置・明示すること。 なお、利用の効率性を高めるため、適切な位置に配置・明示すること。 参考寸法（駐輪場：幅 0.6m、奥行 1.9m）*機械式駐輪場除く	
住 居	ファミリータイプ：計画戸数の 2.0 倍以上 ワンルームタイプ：計画戸数の 1.0 倍以上
商業施設	売り場面積等に対し必要台数を整備すること。 遊技場……………1台以上／15 m ² 百貨店・スーパーマーケット……………1台以上／20 m ² 銀行、その他の商業施設……………1台以上／25 m ²
その他	区域内に必要な台数の駐輪場を設置すること。

参考2)東京都福祉のまちづくり条例による店舗などのバリアフリー化の概要

東京都は、平成 21 年に福祉のまちづくり条例などを改正しました。この改正により、整備基準への適合義務に加え、届出が必要となる施設は、整備基準の内、特に守るべき基準（遵守基準）を遵守することが必要となりました。届出の対象について、生活に身近な店舗などについては、新築、増築及び用途変更をする場合は、全ての施設が届出の対象となりました。

改正に伴う新たな整備基準の概要として、以下のような事があります。

- 生活に身近な店舗などのうち、用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²未満のもの（小規模建築物）のための遵守基準を創設しました。小規模建築物の整備基準としては、出入り口の幅を 80cm 以上とする、敷地内の有効幅を 120cm 以上とする。トイレを設置する場合は車いす利用者も使える便房を設けることなどとしています。
- 条例で対象としている建築物について、移動円滑化経路を設け、整備することとしました。

5-6. バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業の取り組み

1) 取り組みの目的・背景

前基本構想でも啓発事業を位置付け、取り組んできましたが、基本構想でも引き続き、啓発活動を推進します。

市民、事業者、行政の各立場での啓発が必要であり、なかでも高齢者、障がい者などとの交流が最も理解しやすい方策であることから、市民や事業者の積極的な参加と行政面で支援などを検討します。

また、園児及び児童、生徒に対し、学校教育と連携した啓発活動が重要となると考えられるので、関係機関への働き掛けを行い、対応していきます。

2) 基本的な取り組み方針

公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築物の管理者などが、従業員や職員のバリアフリー化に関する研修や、高齢者や障がい者などとの交流を実施していくよう取り組みます。

令和2年のバリアフリー法改正において、バリアフリー基本構想に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業として、「教育啓発特定事業」が創設されました。この「教育啓発特定事業」は、重点整備地区のバリアフリー化に資する取り組みであれば重点整備地区外で行うものも位置付けることが可能です。市では、市内全域におけるバリアフリーのまちづくりに関する啓発事業について、市内共通の教育啓発特定事業として基本構想に位置付け、継続的に推進します。（「4章4-6市内共通の教育啓発特定事業」参照）

このうち、学校や保育園等と連携した取り組みについては、園児及び児童、生徒に対して、「保育園児交流会」や学校教育における「福祉体験授業」等を通して啓発活動に取り組んでいます。今後も、「学校連携教育事業」として、学校と連携したバリアフリー教育を推進します。

広く市民を対象とした「理解協力啓発事業」については、前基本構想の取り組みを継続し、市民が高齢者、障がい者など、すべての人への理解を深めるための交流・体験できる啓発事業や周囲の方に配慮や手助けの必要を知らせる「ヘルプカード」「ヘルプマーク」を周知し、心のバリアフリーを推進します。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関及び民間事業者は障がい者に対する合理的配慮を行うことが求められます。市は、市民・民間事業者等への周知・啓発を行うとともに、障害者差別解消法の基本的な考え方や対応の具体例をまとめた市職員対応要綱を作成し、適切な運用を図り法令に基づく施策を推進しています。



障害者差別解消法



ヘルプカード



福祉体験授業



自転車交通安全教室

普及啓発事業の取り組み例

【行政】

- ・障がい者と市民の交流機会創出や活動の支援
- ・障害者週間における心のバリアフリーを推進する啓発事業
- ・障害者差別解消法の周知、啓発、運用に関する広報
- ・認知症の症状や対応の心構えなどを正しく理解し、地域の「応援者」を要請するための認知症サポーター養成講座の開催
- ・保育園、学校における高齢者、障がい者と児童、生徒が交流する出前授業
- ・障がい当事者や支援団体との連携による児童、生徒による高齢者、障がい者体験の実施
- ・三鷹市社会福祉協議会と協力したバリアフリーのまちづくり学習
- ・病院利用者との交流による高齢者、障がい者等とのコミュニケーション能力を養う学習

【交通事業者】

- ・高齢者、障がい者などとの交流及び体験会への参加
- ・事業者による従業者への教育・研修

【店舗及び事業所などの事業主】

- ・高齢者、障がい者などとの交流及び体験会への参加
- ・歩行空間への自転車・商品のはみ出しなどに対する指導

【市民（一般）】

- ・高齢者、障がい者などとの交流及び体験会への参加
- ・自転車の運転・駐輪に関するマナーの啓発
- ・児童及び生徒、在住、在勤の自転車利用者に対する自動車駐停車のマナーの啓発（自転車交通安全教室 など）

【市民（園児及び児童、生徒、教職員）】

- ・保育園児と障がい者などとの交流及び体験会の出前講座（保育園児交流会 など）
- ・学校教育の一環として高齢者、障がい者などとの交流及び体験会の企画・参加（福祉体験授業 など）

5-7. バリアフリー化の推進のための取り組み

1) 推進体制の検討

基本構想の着実な実現や重点整備地区の事業の質の向上を図るためには、各事業の進捗状況を検証、評価することが大切であり、そのため、基本構想の実現に向けた継続的な推進体制の設置について検討を行います。

推進体制の取り組みについては、基本構想の検討を行っている「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」を継続していきます。

この協議会は、引き続き、市全体並びに重点整備地区における事業進捗の検証、その結果を踏まえて必要となる事業推進のための検討、利用者から意見聴取などを行うことが考えられます。

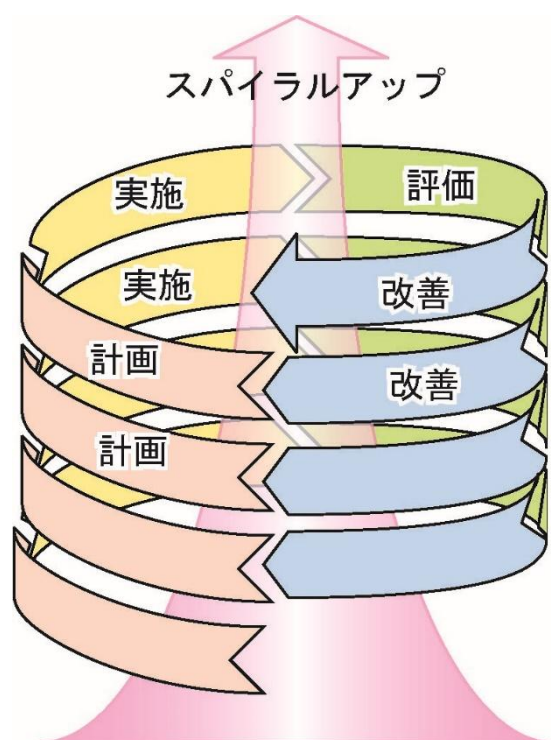
2) 継続的・段階的なバリアフリー化の推進(スパイラルアップ)

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、基本構想を実現するためには、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCA サイクルを適切に運用し、継続的、段階的にバリアフリー化を推進していくことが必要です。

そのため、今後の事業の進捗状況に合わせて「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」、「市民センター周辺地区」の3つの重点整備地区の継続的な検証等を実施するとともに、具体的な事業実施の見込みがない場合や、利用状況や技術的な進展などを踏まえ、必要に応じて事業計画の記載内容の追加・変更や整備内容の改善について検討し、継続的・段階的な発展(スパイラルアップ)を目指します。

また、バリアフリー法では、基本構想の策定にあたり、高齢者、障がい者等の当事者意見の反映や評価・点検の仕組みづくりが求められています。特定事業の推進においても、当事者参加により、多様な立場からのバリアへの気づきや多様なニーズを調整することができ、誰もが対等な立場で建設的な解決策を見つけていくことができます。公共施設や公園内の施設や遊具の新築・改築・大規模改修検討時に、設計段階から当事者など市民の意見を聴取する機会を設ける等の取り組みを進めるなど、当事者参加によるインクルーシブな環境の整備の推進を目指します。

さらに取り組みの輪を社会全体に広げていくためには、行政や事業者だけが取り組むのではなく、利用者である市民等とも連携していくことが重要です。日常生活におけるバリアフリーに配慮した行動の心掛け(バリアフリー設備を適切に利用するためのマナーなど)、市民等の積極的な参加によるバリアフリー点検・評価など、市内全域でのバリアフリー化を推進していきます。



関係者の意見を反映し、対象年齢が広く異年齢が一緒に遊べる遊具を設置(三鷹台児童遊園)



まち歩きでの点検の様子

